

令和3年度第2四半期における公益法人への会費支出の状況

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人 日本人間ドック学会	8010005008609	年会費	10,000	A(医師):10,000 B(医師以外):6,000 C(施設):30,000	令和3年 7月14日 7月15日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人 日本医師会	5010005004635	年会費	702,000	A①会員:126,000 A②B会員:68,000 30歳以下:39,000 A②C会員:21,000 B会員:28,000	令和3年 7月26日 8月2日 8月20日 8月23日 8月26日 8月30日 8月31日 9月17日 9月29日 9月30日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益財団法人 日本腎臓財団	3010005017779	年会費	50,000	A会員:50,000 B会員:25,000 個人会員:10,000	令和3年 9月24日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公財	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人 全国老人保健施設協会	2010405009773	年会費	110,000	50,000 + α(入所定員割) (α=1床あたり500)	令和3年 8月10日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人 日本産婦人科医会	5011105004814	年会費	180,000	正会員:36,000	令和3年 8月18日 8月26日 9月30日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人 日本歯科医師会	2010005004051	年会費	38,000	正会員(第一種)38,000 正会員(第二種)19,000 準会員(第三種)12,500	令和3年 7月30日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人 日本小児科学会	5010005018346	年会費	80,000	年額:10,000円	令和3年 7月30日 8月31日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人 日本麻酔科学会	1140005005384	年会費	47,000	一口:18,000	令和3年 7月30日 8月31日 9月30日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益財団法人 日本医療機能評価機構	5010005016639	年会費	60,000	一口:60,000	令和3年 7月30日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公財	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益財団法人 日本医療機能評価機構	5010005016639	研修参加費	210,500	-	令和3年 7月12日 7月16日 8月20日	-	公財	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益財団法人 日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度	19,120,000	-	令和3年 7月27日 7月30日 8月27日 8月31日 9月27日 9月30日	-	公財	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人」には、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

(注4)公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。